



- ◆マイナンバーカードとスマホなどを利用した自宅からの申告について
- ◆確定申告作成コードとe-Tax申告について
- (3週間程度で還付)
- 国税庁確定申告等作成コーナーは、こちら

◆令和7年度税制改正について  
（扶養親族等の所得要件」の改正が行われました。  
「所得税の基礎控除の見直し等」は、直し等」は、  
地、建物などの譲渡所得の相談は除きます。）。

◆令和7年度税制改正について  
（扶養親族等の所得要件」の改正が行われました。  
「所得税の基礎控除の見直し等」は、直し等」は、  
地、建物などの譲渡所得の相談は除きます。）。

◆令和7年度税制改正について  
（扶養親族等の所得要件」の改正が行われました。  
「所得税の基礎控除の見直し等」は、直し等」は、  
地、建物などの譲渡所得の相談は除きます。）。



※申し込みは、住民課  
☎ 83-2190

## 蜜蜂を飼育される方へ

蜜蜂を飼育される方は、養蜂振興法の定めるところにより、居住する住所地を所管する窓口に、毎年1月31日(土)までに蜜蜂飼育届出書を提出する必要があります。

申請書の様式および提出先は東京都のホームページをご覧ください。

※問い合わせは、東京都農業振興事務所

振興課畜産担当 ☎ 042-548-4868

- ・署名用電子証明書（英数含む6文字から16文字）
- ・スマートフォンまたはタブレット
- ・源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類
- ◆マイナンバーカードとスマホなどを利用した自宅からの申告について
- ◆確定申告作成コードとe-Tax申告について
- （3週間程度で還付）
- 国税庁確定申告等作成コーナーは、こちら

◆キヤッショレス納付について  
国税の納付手続きは、たいへん便利なキヤッショレス納付をぜひご利用ください。

◆確定申告に当たっての注意点  
確定申告を行う方は、ふるさと納税ワنسトップ特例の申請が無効となるため、ワンストップ特例の申請をした分も含めて、ふるさと納税の寄附金控除額を計算する必要があります。

◆5つのメリット  
①税務署に行かなくて済む  
②24時間利用可能  
③受信通知からいつでも申告内容を確認  
④添付書類提出不要  
⑤早期還付

◆5つのメリット  
①税務署に行かなくて済む  
②24時間利用可能  
③受信通知からいつでも申告内容を確認  
④添付書類提出不要  
⑤早期還付



①午前9時30分～11時30分  
②午後0時30分～2時30分

〔日程〕2月10日(火)  
〔会場〕役場地下1階会議室  
〔申し込みについて〕電話による事前申込が必要です。申し込みは、2月2日(月)午前9時から開始します。

出張申告相談をつぎのとおり開催します(土地、建物などの譲渡所得の相談は除きます。)。  
国税庁HP特設サイト「所得税の基礎控除の見直し等」は、直し等」は、  
地、建物などの譲渡所得の相談は除きます。）。

青梅税務署職員による出張申告相談に

お知らせほか  
住民課